

様式 1

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更，設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 6 月 8 日

株式会社水みらい広島代表取締役社長 坂谷 隆太

工事（業務）名	玖波加圧ポンプ所・更地加圧ポンプ所高圧受変電設備外更 新工事
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業種種別	電気工事
公告日又は指名通知日	令和8年6月1日
入札日	令和8年6月23日から令和8年6月24日
開札予定日	令和8年6月25日

- 1 公告変更（様式2）
0件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式3）
7件
- 3 修正事項等（様式4）
2件

設計図書に対する質問・回答書

令和 8年 6月 8日

工事名：玖波加圧ポンプ所・更地加圧ポンプ所高圧受変電設備外更新工事

工事場所：廿日市市大野下更地 342 外

質 問 事 項	<p>1. 設計図書（1）－P. 24－1 1 補助継電器盤において、『既設「補助継電器盤 01/03（CRB-01/03）」内のコントローラを本盤へ移設し、2重化処置を施すこと』となっておりますが、既設「補助継電器盤 01/03（CRB-01/03）」内のコントローラを本盤へ移設することなく、本盤にコントローラを新設することで対応してもよろしいでしょうか。</p> <p>2. 設計図書（3）－参考図-2の配置図において、切替期間および停電回数を考慮した切替方法に変更し、空きスペースへの新盤配置が可能であると判断された場合、最終配置の変更を行ってもよろしいでしょうか。</p> <p>3. 設計図書（1）－P. 30－1 仮設受電設備において、切替内容を検討したうえで、工事に支障がなければ、仮設受電設備を変更する事は可能でしょうか。</p> <p>4. 玖波加圧ポンプ所遠方監視装置および更地加圧ポンプ所テレメータ盤との取合いについては、変更ないとの認識ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>5. 入札公告 P. 2－（2）代表者以外の構成員の要件において、キ. 配置予定技術者（ア）専任配置の要否については、代表者の要件同様、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はなく、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない、との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 現場代理人においては、代表者のみ配置が必要となり、代表者以外の構成員は配置不要との認識でよろしいでしょうか。また、工場製作期間と現場施工期間は同一の者である必要はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>
------------------	--

	<p>7. 本機場は、切替、仮設、試運転時に適宜、送水ポンプを動かす必要がございます。発注者において、三ツ石浄水場側とご調整いただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>1. 問題ありません。 なお、このことに伴う契約額の変更は、工事の着手後、発注者と受注者間で協議の上、判断いたします。</p> <p>2. 問題ありません。 なお、このことに伴う契約額の変更は、工事の着手後、発注者と受注者間で協議の上、判断いたします。</p> <p>3. お見込みの通りです。</p> <p>4. お見込みの通りです。</p> <p>5. お見込みの通りです。 様式4 修正事項等にて修正。</p> <p>6. お見込みの通りです。</p> <p>7. お見込みの通りです。</p>

注 質問に対する回答は、令和8年6月8日から令和8年6月22日まで当機関において閲覧に供する。

修正事項等

令和 8年 6月 8日

工事（業務）名 玖波加圧ポンプ所・更地加圧ポンプ所高圧受変電設備外更新工事
入札方式 一般競争入札（事後審査型）
業種種別 電気工事
公告日又は指名通知日 令和8年6月1日
入札日 令和8年6月23日から令和8年6月24日
開札予定日 令和8年6月25日

修正前	修正後
<p>公告</p> <p>2 入札参加資格等 (2)代表者以外の構成員の要件 キ 配置予定技術者 (7)専任配置の要否 必要。</p> <p>(ウ)経験 カ(7)(イ)(ウ)を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。</p>	<p>公告</p> <p>2 入札参加資格等 (2)代表者以外の構成員の要件 キ 配置予定技術者 (7)専任配置の要否 必要。 ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、現場施工にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現場施工は令和9年7月1日以降を予定している。ただし、施工時期・実施工程については受注者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。</p> <p>(ウ)経験 カ(7)(イ)(ウ)を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。 ただし、工場製作と現場施工を別の者を配置する時は、工場製作にかか</p>

	<p>る監理技術者又は主任技術者は工場製作した実績、現場施工にかかる監理技術者又は主任技術者は現場施工した実績を有すること。)</p>
--	---